

令和7年2月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所事務総局があさひ法律事務所（東京都千代田区丸の内2-1-1丸の内マイプラザ13階）との間で、72期の高橋真歩裁判官（令和5年4月1日に弁護士職務経験を開始し、令和6年7月1日に東京地裁判事補となった）の弁護士職務経験の開始及び終了に関して授受した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年12月2日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、原判断により開示した司法行政文書（以下「本件対象文書」という。）以外には存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書について、本件対

象文書以外の司法行政文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書は作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書は存在しなかった。

(3) よって、原判断は相当である。